

軽井沢町国際交流事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国際理解の向上及び姉妹都市との積極的な交流を推進するため、町民、町内就業者、通学者その他団体が海外へ渡航し実施する国際交流事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、軽井沢町補助金等交付規則（昭和46年輕井沢町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱において、補助金の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 営利を目的としない団体（以下「団体」という。）が姉妹都市に親善訪問し、当該姉妹都市の文化、スポーツ等の活動を行う団体と交流活動を行う事業であって町長が別に定める基準に該当するもの
- (2) 姉妹都市にある学校、専門学校等で勉学をするため、又は芸術、スポーツ、語学等の技術を習得するために留学する事業であって町長が別に定める基準に該当するもの
- (3) 小・中・高校生（以下「学生」という。）が海外に短期滞在又は留学し、生活体験又は体験学習を行う事業であって町長が別に定める基準に該当するもの
- (4) 団体の活動において、学生が海外に短期滞在し、生活体験を行う事業であって町長が別に定める基準に該当するもの
- (5) その他町長が認めた事業

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、申請時において次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、学校が行う事業又は

教育委員会が行う事業に参加する者及び国、県その他外郭団体からの補助金又は軽井沢町スポーツ大会参加激励金の交付を受けた者は、補助金の交付対象者とししないものとする。

- (1) 軽井沢町内に住所を有する者
- (2) 軽井沢町内の事業所に勤務する者
- (3) 軽井沢町内の学校に在学する者

2 前項第1号の規定にかかわらず、軽井沢町内に住所を有する者及びその者の属する世帯に町税等の滞納があるときは、補助金の交付対象者とししないものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の表の各区分に応じた額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助金限度額 (1人当たり)
第2条第1号関係	交通費、宿泊費及び旅行保険料（町長が別に定める基準に該当するものに限る。）	補助対象経費の2分の1を超えない額	40,000円
第2条第2号及び第3号関係	交通費、宿泊費、旅行保険料及び学習費		85,000円
第2条第4号関係	（町長が別に定める基準に該当するものに限る。）		45,000円
第2条第5号関係	町長が必要と認める経費		町長が別に定める額

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、軽井沢町国際交流事業補助金交付申請書（様式

第 1 号)に次の各号に掲げる書類を添付して、第 2 条に規定する事業を開始する日の 2 月前までに町長に申請するものとする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 事業計画書
- (2) 行程表
- (3) 留学先の学校の入学許可証の写しその他これに準ずるもの
- (4) 補助対象経費に係る見積書の写しその他これに準ずるもの
- (5) 住民基本台帳閲覧及び町税等納付状況調査への同意書（様式第 1 号の 2）、勤務証明書又は在学証明書
- (6) 外国人にあっては、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に規定する在留カード、特別永住者証明書その他これらに準ずるものの写し

2 第 3 条に規定する交付対象者が前項の規定による申請の時ににおいて 18 歳未満であるときは、その者の保護者が当該申請を行うものとする。

（補助金の交付決定）

第 6 条 町長は、前条第 1 項の規定による補助金の交付の申請があった時は、その内容を審査し、軽井沢町国際交流事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の交付決定に関し、条件を付することができる。

（変更等承認申請）

第 7 条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定後に申請内容の変更又は事業の中止が生じたときは、軽井沢町国際交流事業変更（中止）承認申請書（様式第 3 号）を町長に提出し、その承認を受けるものとする。

（補助金の概算払）

第 8 条 交付決定者が規則第 12 条の規定による補助金の概算

払いを受けるときは、軽井沢町国際交流事業補助金概算払請求書（様式第4号）によるものとする。

（実績報告）

第9条 規則第13条に規定する実績報告書は、軽井沢町国際交流事業実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 補助対象経費に係る領収書及び内訳書の写し
- (3) 事業内容がわかる写真等

2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、規則第13条の規定にかかわらず、補助事業の完了の日から20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。ただし、町長が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、当該期限を繰り下げることができるものとする。

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、規則第14条の規定により補助金の額を確定したときは、軽井沢町国際交流事業補助金確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、軽井沢町国際交流事業補助金請求書（様式第7号）を町長に提出するものとする。

（補助金の返還）

第12条 町長は、偽りその他の不正な行為により補助金を受けた者があるときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（交付の制限）

第13条 第2条各号に掲げる補助対象事業に対する補助金の

交付は、申請者 1 人につきそれぞれ 1 回限りとする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 28 日告示第 7 号)

この要綱中第 1 条の規定は平成 24 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 7 月 9 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 24 日告示第 9 号)

この要綱は、平成 29 年 3 月 24 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 27 日告示第 16 号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の軽井沢町国際交流事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則 (令和 3 年 9 月 30 日告示第 26 号)

(施行期日)

1 この告示は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式(この告示により改正されるものに限る。)による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和 4 年 3 月 28 日告示第 8 号)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。